

（消火器）

第149条 保安基準第47条第1項第3号の告示で定める品名及び数量は、次の表に掲げる品名及び数量とする。

品名	数量
(1) 油紙類及び油布類	750kg
(2) 副蚕糸	750
(3) 油かす	2,000
(4) 可燃性固体類	1,500
(5) 可燃性液体類	2,000
(6) 綿花類	2,000
(7) 木毛	2,000
(8) わら類	2,000
(9) 合成樹脂類	2,000
(10) マッチ	150

2 消火器の消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、保安基準第47条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 保安基準第47条第1項第1号から第5号までに掲げる自動車に備える消火器は、次に掲げる表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車又は小型特殊自動車にあつては、当該適応消火器の充てん量を次号イからホまでに掲げる量とすることができる。

対象運送物品 適応消火器	火薬類	危険物									可燃物		高圧ガス		
		第一類		第二類			第三類		第四類	第五類	第六類	可燃性固体類及び可燃性液体類	その他のもの	可燃性ガス	酸素
		有するもの	アルカリ金属の過酸化物又はこれを含むもの	鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含むもの	引火性固体	その他のもの	禁水性物品	禁水性物品以外のもの							
霧状の強化剤を放射する消火器で充てん量が8l以上のもの	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○		○	
炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が3.2kg以上のもの				○				○				○		○	
一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が2l以上のもの					○				○					○	
二臭化四ふつ化エタンを放射する消火器で充てん量が1l以上のもの					○				○					○	
消火粉末を放射する消火器	りん酸塩類等の充てん量が3.5kg以上のもの		○		○	○					○	○	○	○	
	ナトリウム又はカリウムの重炭酸塩の充てん量が3.5kg以上のもの	○		○	○		○					○		○	

備考

※1：○印は、当該消火器が当該対象運送物品の消火に適応するものであることを示す。

※2：りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。

二 保安基準第47条第1項の自動車（前号に規定する自動車を除く。）に備える消火器は、次に掲げるものであること。

イ 霧状の強化液を放射する消火器で充てん量が6l以上のもの

ロ 炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が2.2kg以上のもの

- ハ 一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が11以上のもの
 - ニ 二臭化四ふつ化エタンを放射する消火器で充てん量が0.41以上のもの
 - ホ 消火粉末を放射する消火器で充てん量が1.8kg以上のもの
- 三 保安基準第47条第1項の自動車に備える消火器は、前2号の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- イ 消火器は、構造及び性能が消防法第21条の2第2項に規定する技術上の規格に適合するものであること。
 - ロ 消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものでないこと。
 - ハ 消火器は、使用に際して容易に取りはずしができるように取り付けられたものであること。
 - ニ 消火器は、次の場所に備えたものであること。
 - (1) 火薬類を運送する自動車及びこれを^{けん}牽引する^{けん}牽引自動車にあつては、見張人の使用に便利な場所
 - (2) (1)に掲げる自動車以外の自動車にあつては、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所
- 四 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第38条第3項の規定による表示がなされているものは、前号イ及びロの基準に適合するものとする。